

第 13 回議会改革特別委員会

日時：令和 6 年 7 月 2 日（火）午前 11 時 15 分～

場所：市役所 3 階 委員会室

◎今回の委員会では、次の事項について協議・検討を行いました。

1) 議員の兼業禁止規定の改正について

近年の議員のなり手不足に対応するなど、議会の適正な運営のための環境整備を図る観点から令和 4 年 12 月、地方自治法が改正され、地方議会議員の兼業禁止規定（第 92 条の 2）が改められたことに伴い、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が政令で定める額を超えない者は規制の対象外とされました。

市議会では議員の職務執行の公正、適正を損なわないよう、請負状況の透明性を確保するため、つがる市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するため、協議・検討を行った。

条例制定内容は次のとおり

◎これまでは農家などを兼ねる議員も多く、自治体と取引がある個人事業主は議員活動の公平性確保を理由に兼業が禁止されていたが、自治体との年間取引額が 300 万円以下であれば兼業が認められることになったことにより、条例制定することとした。

【項目内容】

条例の目的、議長への報告事項、報告一覧表の公表、報告書の保存・閲覧

まとめ

上記により、9 月定例会において次の条例案を発議（委員会による）することに決定した。

- ・ つがる市議会議員の請負の状況の公表に関する条例案

その他、関連する規程についても所要の制定を行うことと決定した。

- ・ つがる市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程案